

鴨川市障害者（児）福祉総合計画（平成30年度～令和5年度）の骨子体系

《鴨川市第6期障害福祉計画・鴨川市第2期障害児福祉計画策定にあたって》

計画の位置付け

第3期鴨川市健康福祉推進計画・鴨川市地域福祉計画を上位計画とする、障害者基本法に規定された「障害者基本計画」とその実施計画となる、障害者総合支援法に規定された「障害福祉計画」及び児童福祉法に規定された「障害児福祉計画」を一体的に策定した計画とする。

基本理念

「手を取りあって ともに暮らす いきいきかもがわ」

上位計画である、第2期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉計画では、基本理念「誰もがささえあい、安心、元気でつながるまちづくり」としている。これを受け、障害がある人もない人も、手を取りあって、ともに鴨川（地域）で暮らす（共生）ことを、基本理念とした。

計画の期間

計画名称	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第3期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉計画(令和3年度～令和7年度)	→					
鴨川市障害者基本計画(平成30年度～令和5年度)	→					
鴨川市第6期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)	→					
鴨川市第2期障害児福祉計画(令和3年度～令和5年度)	→					

障害者関連の現状

手帳種別(各表4月1日)	H29	H30	H31	R2	R5※
身体障害者手帳	1,403	1,458	1,378	1,313	1,110
療育手帳	224	236	248	244	259
精神障害者保健福祉手帳	133	146	168	169	200
上記のうち18歳未満					
身体障害者手帳	18	22	22	21	20
療育手帳	33	40	49	46	58
精神障害者保健福祉手帳	1	2	3	4	7

※R5は、推計値

●アンケート調査や事業所ヒアリングから見える地域の現状や課題

【1. 現状について】

- ・家族介助者の高齢化が進んでおり（60代以上33%）、介助者の困りごとでは「将来、自分が介助できなくなる」（54%）が最も多い
- ・施設入所者では、将来も入所を希望する割合が多い（70%）
- ・外出時に困ることは、「公共交通機関が少ない」（35%）が最も多い
- ・外出時の移動手段は、「家族・知人と一緒に移動している」（46%）が最も多い
- ・災害時要援護者避難支援登録制度への登録希望者は20%であった
- ・安房圏域でも鴨川市の放課後等デイサービス事業所が少ない
- ・アンケートでも、放課後等デイサービスのニーズは高い
- ・台風被害への対策として望むことは「水や食料品の配布・提供」「正確な情報」「電源の確保」「障害者（児）でも気を遣うことのない環境の避難所」が多い
- ・新型コロナウイルス感染症で困ったことでは「マスク、消毒液が買えなかった」の他、「精神的に不安になった」「友人に会えなかった」等精神的な影響もあげられている
- ・短期入所の空きが少ない（令和3年春にさらに減少する）
- ・障害者の就労先が減少している
- ・職員の採用が難しくなっている

【2. 今後の検討課題について】

- ・災害時支援について、個別支援計画の作成等、障害の状態等個々に応じた具体的な準備をしていく必要がある
- ・外出支援について周知していく必要がある
- ・放課後等デイサービス等、障害児の支援事業を増加する必要がある
- ・医療的ケア児から障害児全体へと支援を拡大、充実させていく必要がある

主要な施策

1. 相互理解と共感の促進 ～ ともに分かりあうために ～

- ① 啓発広報活動の推進
- ② 福祉教育の推進
- ③ ふれあいの促進
- ④ 住民主体の活動の促進

「心のバリアフリー」推進

2. 保健・医療の充実 ～ 安心して保健・医療を受けられるために ～

- ① 保健、療育の早期実施の推進
- ② 心と体の健康づくりの推進
- ③ 地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進

医療的ケア児等支援ワーキンググループ

3. 教育・育成の充実 ～ 一人ひとりの個性と可能性を伸ばすために ～

- ① 特別支援教育の推進
- ② 保育・教育等の充実

児童発達支援特別支援教育連携

4. 雇用・就業の促進 ～ 誰もががらつと働き、活動するために ～

- ① 一般就労の促進
- ② 行政自身の障害者雇用対策の強化
- ③ 福祉的就労の促進

障害者優先調達施設外就労

5. 生活支援の充実 ～ 必要な生活支援を適切に受けるために ～

- ① 在宅生活への支援の充実
- ② 日中活動への支援の充実
- ③ 居住の場への支援の充実
- ④ 相談体制の充実
- ⑤ 円滑なコミュニケーションの支援
- ⑥ 権利擁護の推進

共生型サービスの推進

虐待防止連携精神障害対応の地域包括ケア

6. 生活環境の整備 ～ 人にやさしいまちづくりのために ～

- ① 障害者にやさしい公共空間の確保
- ② 移動手段の確保
- ③ 住宅環境の整備
- ④ 生活安全の確保

外出支援生活安全

7. 文化・スポーツ・まちづくり活動の促進 ～ いきいきと活躍するために ～

- ① 生涯学習の推進
- ② スポーツ・レクリエーションへの参加の促進
- ③ 障害者団体・家族支援の推進
- ④ 地域活動・まちづくり活動への参画の促進

福祉会「声の広報」ボランティア

○計画の推進体制：計画策定委員会等においてPDCAの手順で評価・見直し

(P:Plan 計画、D:Do 実行、C:Check 評価、A:Act 改善)

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定の視点

「地域共生社会」の実現

- 地域共生社会の実現に向けて「障害がある人もない人も、誰もが鴨川市民として、お互いに尊重しあい、支えあい、地域の中でともに育ち、生活を営み、社会的役割を担いながらいきいきと参加し、活躍することができるまち」を目指す

基本指針の見直しのポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 発達障害者支援の一層の充実
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 障害者による文化芸術活動の推進
- 障害福祉サービスの質の確保
- 福祉人材の確保

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標【R5年度末】

①施設入所者の地域生活への移行	・地域移行者数：3人（R3～R5累計） ・施設入所者数：45人（R1）→44人
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場について ・開催回数：2回 ・関係者参加者数：36人 ・目標設定及び評価実施回数：1回
③地域生活支援拠点等の整備	・安房圏域内の整備及び年1回以上運用状況を検証・検討
④福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労移行者数：1人（R1）→2人 ・就労定着支援事業所利用者：2人 ・定着率8割以上の就労定着支援事業所：1事業所
⑤障害児支援の提供体制の整備等	・児童発達支援センター：医療型のセンターを1か所設置（R4予定） ・保育所等訪問支援を利用できる体制：実施済 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス：安房圏域での確保を検討 ・医療的ケア児支援の協議の場：設置済（圏域） ・医療コーディネータ配置：1人
⑥相談支援体制の充実・強化等	・総合的・専門的な相談支援の実施：実施 ・地域の相談支援事業者への訪問指導等：3件 ・地域の相談支援事業者の人材育成支援：1件 ・地域の相談機関との連携強化の取組：1件
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（県が実施する研修への市職員の参加人数）：2人 ・障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有（審査結果を分析・活用し、事業所や関連自治体等と共有する体制・回数）：1回